

B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書

B型肝炎は、その感染者の多くが当時法律に基づきすべての国民、住民に実施した集団予防接種における注射器の連続使用などの医療行為により感染したものである。

この問題については平成18年6月に最高裁判所が国に法的責任があることを認定し、平成21年11月に成立した肝炎対策基本法においても、国自身が集団予防接種により被害を出したことの責任を認めている。

しかし、全国の10地方裁判所で現在係争中である集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害の救済を求める訴訟においては、既に本年3月、札幌、福岡の両地方裁判所が和解勧告を行い、国も和解協議に応じるとしたが、和解協議はいまだに難航している状況にある。

B型肝炎は慢性肝炎から肝硬変や肝がんへ進行し、あるいは慢性肝炎を経ずして肝がんを発症することもある極めて深刻な病気であり、その患者、感染者数は110万人から140万人にも上ると推定されている。原告のみならず、多くの肝炎患者は、今なお今後の症状悪化への不安や多額の治療費の自己負担額、そして、いわれなき差別、偏見に苦しみながら生活しており、一日も早い救済が求められている。

よって、国におかれては、B型肝炎訴訟において、被害者に謝罪し、被害者全員を速やかに救済するとともに、肝炎患者に対する医療費助成制度の整備を進め、あわせて差別、偏見をなくすための正しい知識の啓発活動を推進されるよう強く要望する。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

あて

横浜市議会議長

大久保 純 男